

「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用取扱要綱

〔令和8年1月8日
告示第11号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「こどもまんなか そうか」とは、こどもたちを草加の未来を創る大切な主人公と位置づけ、こどもをまんなかにしたまちづくり又はその視点を踏まえた事業全般をいう。

2 キャラクターのデザインは、ぼっくるん公式デザイン集に定めたものとする。

(権利の帰属)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、草加市に帰属する。

(使用できる者)

第4条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 草加市及びキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) こどもまんなか そうかに反するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠とする等キャラクターを独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人、団体、民族等への中傷、攻撃等を助長するおそれがあるとき。
- (7) その他市長がその使用について適切でないと認めたとき。

(使用承認申請)

第5条 営利目的、企業PR又は立体物及び映像作品を製作する目的並びにデザイン又は色の改変を行いキャラクターを使用しようとするときは、あらかじめ「こどもまんなか

「そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用申請書（第1号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用するとき。
- (2) 学校教育法第1条に規定されている学校及び保育所が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するとともに、「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条第2項の規定により承認（以下「使用承認」という。）を受けた者にあつては、完成物件を市長に提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められる場合は、その物件を撮影した写真の電子媒体による提出に代えることができる。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン又は色の改変の応用を使用する場合は、前条に基づく承認を受けること。
- (3) キャラクターを使用するときは、「「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」」との表記を付すること。ただし、スペース等の問題で入れられない場合は、「ぼっくるん」と表記又は表記しないことができる。
- (4) SDGs色に変容したキャラクターを使用するときは、SDGsの取組に係るものに使用するものとし、「SDGs未来都市」を併記すること。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 承認された用途のみに使用すること。

（承認内容の変更）

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

（違反等に対する取扱い）

第8条 市長は、キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が第6

条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その使用の差止め請求、必要な指示等を行うものとする。

- 2 市長は、キャラクターの使用承認を受けた者が第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(注意事項)

第9条 キャラクターの使用によって生じる問題、トラブル等が生じたときは、当該使用者がその一切の責任を負わなければならない。

- 2 キャラクターを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任で必要な処理を行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用申請書

草加市長 宛て

住所

申請者 氏名

電話・FAX番号

メールアドレス

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」を使用したいので、次のとおり申請します。なお、使用に当たっては使用上の遵守事項を遵守します。

使用の詳細	目的	
	方法	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
	デザイン又は色の 改変	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合、添付書類としてキャラクターのデザイン等がわかる書類
商品等	品名	
	形状・規格等	
	数量・価格	/ 円
	販売先・場所	
連絡先	担当者氏名	
	電話番号・FAX	
	メールアドレス	
特記事項		
添付書類		・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

第2号様式（第5条関係）

「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用承認書

年 月 日

様

草加市長



年 月 日付けで申請のありました「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」の使用について、次のとおり承認します。

1 承認内容

- (1) 「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用取扱要綱を遵守すること。

2 承認番号

3 承認期間

第3号様式（第7条関係）

「こどもまんなか そうか」マスコットキャラクター「ぼっくるん」使用変更承認申請書

年 月 日

草加市長 宛て

住所

申請者 氏名

電話・FAX番号

メールアドレス

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

承認番号 号の内容について、次のとおり変更を申請します。

（変更内容）